

平成20年度 第5回長野県人権政策審議会議事録

- 1 日 時：平成20年（2008年）11月14日（金）午後2時から4時45分
- 2 場 所：長野県庁西庁舎3階 災害対策本部室
- 3 出席者
委 員：有吉美知子、岩井まつよ、大西直樹、斎藤洋一、関安雄、矢崎和広、
吉澤小枝
長野県：企画部長 望月孝光、人権・男女共同参画課長 佐藤守賢、
人権・男女共同参画課長補佐 蔵之内充 ほか

4 会議事項

（進行：人権・男女共同参画課 蔵之内課長補佐）

ただいまから、第5回長野県人権政策審議会を開催します。

最初に出席状況ですが、北村委員、金委員、矢嶋委員から所用のため欠席の連絡がありました。7名の委員に出席いただいております。審議会条例の規定により、会議が成立していることをご報告します。

続いて、お配りした資料ですが、次第、配席表、資料1-1「長野県人権政策審議会答申内容についての構成」、資料1-2「長野県人権政策審議会答申内容について」です。不足等がありましたら、お申し出いただければと思います。

本日の日程ですが、審議の方は4時半ころをめぐりにお願いします。

今回、今までの会場と違い、目の前のマイク台の真ん中にオン・オフのスイッチがありますので、そのオンを押してください。赤い表示がされましたらご発言いただけますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。審議会の議長は会長が務めることになっておりますので、矢崎会長、よろしくお願いいたします。

（矢崎会長）

お疲れさまです。時間も場所も変わりがして、3人の委員がご欠席です。いよいよ詰めの段階に入ってまいりました。前回、答申に向けた構成等について、大体ご了解をいただいているわけですが、中身につきまして、今回と、次回審議する時間がありますが、できましたら今回、できるだけ詰めていきたいと思っていますのでお願いします。

それでは事務局から、前回までの審議会での議論を踏まえて、答申の素案みたいなものでありますが、たたき台をつくってご置きます。説明をお願いいたします。

（佐藤人権・男女共同参画課長）

それではお手元の資料に基づいて説明させていただきます。

（資料1-1、1-2に基づき説明）

（矢崎会長）

事務局で作成しましたたたき台について説明がありました。少しずつ分けてご意見をいただきながら固めていきたいと思えます。

まず、資料1-1の構成について、構成としてはこのような形でまとめさせていただいてよろしいかどうか、ご意見をお聞かせください。もしくはこれを見て、今、説明を聞いた率直な感想をいただいても結構です。

まず、全体の構成はこのまとめ方でよいかどうか、ご意見をお願いしたいと思えます。

(斎藤委員)

構成について、一つ意見があります。これからの人権政策の方向性が、人権教育・啓発と相談・支援だけになってしまっているという問題です。議論してきているように、差別の実態があるわけです。その実態を、教育・啓発と相談・支援だけで改善できるか、それでは不十分だろうと話をしてきたと思えます。その施策が入っていないので、ぜひ加えていただきたいと思えます。

今回、事務局から送られた答申内容の全体に関わることですが、行政がまとめるところなるのかなと思えました。といいますのは、前回までの議論で、同和問題と外国人の問題を重点的に取り扱うという合意ができたと思っているのですが、送っていただいたものは、どう重点的に取り上げているのかわからない。例えば順番からいっても、重点的に取り上げるのであれば、その2つの問題が前に出てくるとか、あるいは、その2つの問題については、ほかの問題よりもページ数とか字数が多いとかなるだろうと思うのですが、特に外国人の問題については、ほかの問題よりもむしろ扱いが小さい記載スペースになっているような気がします。このたたき台は、そのような組立になっていないということです。

それから前回、岩井委員から長野県の人権文化を築こうというような前向きな提案がありましたが、本当にいいことだと思いましたが、どうも入っていない。それから、関委員が、前県政の問題をきちんと書くべきではないかとおっしゃられた。県で書いた文章ですから難しいかとも思いますが、そういうご提案がありましたし、そもそもこの人権政策審議会が設置された背景を考えれば、当然その問題があるのにそういうことが入っていない。

そのほかにもいろいろなところに疑問を感じるころがあり、行政の方には大変ご苦労いただいたと思えますが、この先の基本方針につながるので、きちんと答申に書いておかないといけないと思えます。そういう点でいうと、かなり何か羅列的といいますか、前にお話しがあった、長野県の人権政策審議会らしいものを書こうという私たちの意向とも必ずしも一致していないといいますか、どこにでもあるようなまとめ方になっているかと思えます。

少なくとも最低限、岩井委員がおっしゃられた提案については、岩井委員にたたき台を書いていただくとか、外国人の問題については、金委員とか関委員が中心になってたたき台を書いていただく。それから、同和問題に関しては、吉澤委員にご協力いただきながら私が一回書いてみるとか、何かそうしないと踏み込んだ答申ができないのではないかと、まとまらないのではないかと。もちろんそのほかの問題についても、各委員が、それぞれ専門分野をお持ちですので、ここは私が書くというふうにまとめていった方がこの審議会らしいものができるのではないかと。これをいただいていたときに感じました。

(矢崎会長)

ほかの委員の皆さんからもご意見をお聞かせいただきたいと思います。

(関委員)

これは答申のたたき台ということですが、そうだとすると私は非常に不満足です。前回、同和問題、同和対策に絞って、ここだけは書いてもらいたいということを強く申し上げたつもりです。私の意見と斎藤委員や吉澤委員など同和問題の有識者の意見はほとんど同じ認識ですが、この案はそれと違和感が大きいです。大変不満足です。

(岩井委員)

私も拝見し、一応全部、私ども委員が言ったことをうまく入れてはあり、事務局の苦勞がよくわかる書き方でなるほどと思いました。今、斎藤委員からそういうご意見も委員が書くべきだというお話がありましたが、それだけの力があるかどうかは置いとしまして。一番は、事実をうまく盛り込むことよりも、冒頭に演説か何かあれば、事務局案でいいのではないかなと私は思いました。例えば4の(2)の各課題の推進ですが、これは「現状と課題」、「方向性」をわかりやすく整理されていると思います。同和の問題に関しては、私も順番が違うのではないかなと、前回も申し上げたとおりに反映されていなくて残念に思っています。そういうことはありますが、基本的には、これをベースにしながらよりメリハリをつける工夫ができればいいのではないかと思いました。

(矢崎会長)

それぞれの委員のご意見をお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(有吉委員)

私は拝見しまして、自治体がつくる内容としては、こういう形になるのはやむを得ない部分があって、一団体がつくとそこに特化したものになると思いますが、全体的なバランスは大切なことではないかなと思います。

私は子どもの問題を専門にしていますが、それをいろいろ連ねたいとなったら、本当にきりがいいことで、もっといっぱい挙げてほしいということは、皆さん同じだと思います。それに特化した人がたたき台の部分を書いたらという意見はありますが、そもそも論になってしまいますが、この人権政策審議会が、選ばれた審議会のメンバーの意見だけでいいのか、やはり県全体としての政策としてのものにならなければいけないのかという点から考えたりすると、政策にして挙げるに悩ましい点はあるのかなという気持ちはあります。

あとは、先ほどの教育と相談のみで具体的なものがないとの話ですが、それは私も不満が残って、例えば子どもの問題にしても虐待問題について、県は具体的にどうするのか。私たちも言い続けていますが、長野県の中央児童相談所の一時保護所は、多分、全国でもワースト1の辺になるのではないかと思います。でも、この人権政策の中でそれを具体的にいうのも難しいのかと、社会福祉の政策の中でやるしかないのかなとか。読みながら、この人権政策の答申に限りはあるのかなという気はしつつ、やはりこれがベースになって、若干の修正になるのかなと私は思いました。

(矢崎会長)

大西委員、いかがでしょうか。

(大西委員)

僕も読ませていただいて、確かにそっけない感じはありますが、こういう基礎的な部分を書いてある方が、むしろこれから先、メリハリはつけやすいのではないかという気がします。

やはり同和問題は少し強調して、前行政からの転換が書きづらいということであれば、これを重点的にという形で少しメリハリをつけてというのがいいのではないかと思います。

あと、前からちょっと出ていますが、今後の検証体制というか、これを出したあとうまくいっているかを確認する体制についても触れるといいのかなという気がいたしました。

(吉澤委員)

ご苦勞のあとが伺われますが、やはりここから膨らませていくという捉え方を私はしました。「現状と課題」も、どこに相談したらいいかわからないというような、意見聴取のところで出たことなども盛り込んでいければいいと思いました。

この審議会の特色として、外国人問題、同和問題をメインにということでしたので、その二点は最初にもってくること、そして、岡山の答申のように「はじめに」というところに、人権問題のアプローチのようなものも入れていったらどうかなと思いました。

(矢崎会長)

一通りお聞きいたしました。一つは、基本方針の諮問についてどう答えるか。このあと基本計画ができてくるわけですが、そのところでもう少し形が変わってくる可能性があります。それで、具体的な施策については、事務局が調整をしながら、答申の方向に則って、より具体的なことがどうなるかという作業を進めていくつもりだと思います。

この審議会が具体的な政策まで突っ込むかどうかは、最初からお話しを申し上げてきたとおり、具体的な政策まで入っていくと、基本方針に本当は突っ込むことになります。

しかし、より基本計画に近いものを答申する方向で行こうというようなコンセンサスも得ていたと思います。

そういう意味では、今日の段階でもうちょっと詰めていただく、たたき台というふうにお考えいただいて結構です。ただ例えば、関委員の言われること、斎藤委員の言われることをここにそのまま載せるかどうかは議論があると思います。添付資料とする可能性があるのではないかと。それぞれのところをそれぞれの人たちが、全体のバランスといたしますか、一つの答申案とするのは、難しいところがあるのかなと私は正直思います。

関委員が部落解放審議会の委員をなさってこられたことに対して、前県政は何もしなかったのではないかとのご不満は大変わかるのですが、それは、委員さん方のご意見としてあとに入れておくやり方は可能でしょうか。あくまでもこの答申案の中にそっくり関委員のご意見を入れていくことが必要でしょうか。

(関委員)

このままでいくと、これまでの議事録が出ていますので、答申になって、何か異質なものが出てきたということになると思います。

まず、委員から答申書を出して、それに基づいて次のステップとして、県が基本計画を作成するという段取りで進めてきましたから、答申の段階で委員の意見を事務局が改変してしまったらどうしようもないということです。

(矢崎会長)

おっしゃるとおりです。

(関委員)

ですから、我々委員が玉を投げ、事務局はそれを受けとめて、県や事務局が基本計画をつくるときに重点の置きどころを変えたりするのは、また別の問題ですが、我々委員が審議会で言ったことが答申書に盛り込まれていないということは非常に問題です。

(矢崎会長)

答申はそれでいいですね。それを県が基本計画でどこに入れるかは、それはまたボールを投げ返してもらえばいいわけですから。今はできないが、将来的にはそういう方向でという計画でも、それは仕方ないだろうということです。

今、私が申し上げたのは、関委員の言われたご意見を、関委員がご自分で書いたものをそっくり載せなければいけないかどうかということです。

(関委員)

それは、同和問題を専門にしている方が、ここに3人並んでいますが、ほとんど同じ意見を言っていますのでそれを載せてほしいのです。意見が違う部分は委員同士で調整してもかまいません。

もっと突っ込んでポイントを言えば、われわれ委員は、この数年間、同和行政は後退しているという意見を持っていますが、この事務局案は同和行政はそれなりやっているという認識に立っているように見えます。

(矢崎会長)

外国人の問題についてはいかがでしょうか。

(関委員)

一番やらなければいけないのは、同和問題だと思っています。

(矢崎会長)

先ほど有吉委員も言われましたが、子ども、高齢者、障害者の問題は、県の違う部局でプランができています。基本的にはそのプランの中でという方向の中で、特にこの中で私どもが意識する部分については特記していこうということです。しかし、あまりデ

イテールのところまでは、この審議会としては入れないだろうと思っています。ただ、同和問題と外国人の問題は、きちんと受けているセクションがないから、ここでその問題は詰めていこうと、それは斎藤委員がおっしゃったことだと思います。

二つの部分について、審議会の関係した方々が、答申を出すときに、それを膨らました形で書いていただくことはかまわないと思います。

外国人の問題については、どうぞ。

(斎藤委員)

よろしいでしょうか。12ページの同和問題については若干量が多くなっていますが、外国人のことは13ページに出ています、これだけで非常に少ない。

残念ながら、この審議会でも外国人の問題については、十分な議論はしてきていないように思います。金委員は、造詣が深くていらっしゃると思いますから、例えば金委員を中心にもう少し議論して詰めることをしないと、このままでは、ちょっと違ってしまっているような気がします。

それから、7ページの「3 人権施策の方向性」ということで総論が入ってきていますが、ここで総論というのは不思議な気がします。また、総論の最初のところで、個別の人権に関わる多くの施策はそれぞれの人権課題に応じて、個別法、個別の諮問機関の答申等を踏まえて実施されているというふうに明記されてしまっていますが、部落解放審議会答申は実施されてこなかったというのが、この審議会での議論だったはずですが、ここで実施されていると書かれてしまうと、やはり私としては、これはちょっと話が違うのではないかと思います。

それから、その2つ目の のところで、「県行政が取り組む業務は」とありますが、業務の前に県行政としての責務があるだろうと、責務が全然書かれていない。何か県でお仕事みたいに非常に矮小化されてしまっているような気がします。一つ一つ申し上げていくと、引っかかるところがたくさんあります。

例えば男女共同参画については、男女共同参画の審議会があって、審議会が答申を出して、それから男女共同参画だけをテーマにした県民意識調査もやっています。そういうことを踏まえて書いていけばいいと、これが前回までの合意だったと思います。それぞれの専門の審議会があって答申を出したりしているので、不十分なところがあればこの審議会です。こういうことをもう少しやったらいいのではないかとすることは提案していいと思いますが、それはその範囲でいいかなと思います。

同和問題については、部落解放審議会の答申が出されているのに、それが全く実施されてこなかったの、そこは実施されていないと、この人権政策審議会です。重点的にそれを取り上げるということになるわけです。それから外国人の問題ですね。この二つは、私たち委員がやはりたたき台をつくって、それで皆さんに議論していただいて、これで行こうということになれば、それが一番いいのではないかと考えています。

(矢崎会長)

今の関委員と斎藤委員のご意見の中で、個別の課題がきちんと行われているかどうかという事は別ですが、高齢者、子ども、障害者の問題が、現実には知事部局の中で、それ

それぞれのところでアンケートをとって、プランをつくって、それに乗って推進しています。

しかし、同和問題と外国人の問題については、受け皿も不明確であるし、具体的な政策として何がされているかということについても不徹底であるというご意見の中で、それは特化するということまでにはいいと思います。

それを前提の上で、今のご提案の同和問題と外国人労働者、外国人の問題については2、3人の方々、造詣の深いご意見のおありの方々が、その部分について特化してこの中に入れていくというご提案について、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

打ち合わせの中で私から事務局に提案したのは、9ページの「分野別施策の推進」で今の意見を入れたらどうかと。例えば高齢者、子ども、障害者の問題は、それぞれがここ10年ぐらいの間にそれぞれのプランをつくって推進しています。しかし、同和問題と外国人の問題については明確な指針も施策もされていない。そのことについてこの審議会としては特記したいとして、それぞれの委員さん2、3人で、全体のボリュームを考えながらエッセンスをまとめて入れていただき、最初にその二つを入れていく。あとの女性、子どもの問題などについては、それぞれのところで進めている中で、特に気になる部分があれば、それを箇条書きで入れていく、そういうまとめ方でいかがかと打ち合わせをしてありました。ただ、皆さんに書いていただけるかということはいにくかったものですから。

(斎藤委員)

これを拝見して、やはり書かなくてははいけないかなと思いました。

(矢崎会長)

ありがとうございます。どうでしょうか。ちょっと金委員がいらっしゃらないですが、同和問題はお三方のご意見おありになったところです。外国人の問題は、どちらかといいますと、金委員からのご意見が多かったということで、金委員お一人にお任せしていいかという問題がありますので、それは事務局で金委員と話しをさせていただかなければいけません。同和問題については、ご協力いただけるのであればそういう方向で組み立てを変えたらどうかと思います。

(関委員)

外国人の問題も、私もかなりやっていますが。

金委員は、大学の先生で、私は実業界にいますので、もっと話し込んでみないと意見が違っているかどうかわかりません。私の視点からすると、一つは雇用からくる問題、もう一つは生活まわりの問題があると思っています。少しディスカッションしなくてははいけません。

(矢崎会長)

場合によっては、関委員と金委員が、その中で分担し合って項目を分けていただいてもかまいませんし、お話しいただくということで、事務局から金委員にはお話しさせていただきますが、関委員とご相談してということでもよろしいでしょうか。

(関委員)

それでは同和問題は斎藤委員、吉澤委員、外国人の問題は金委員と連絡をとらせていただきます。

同和問題にしても外国人問題についても、重要な点に絞って申し上げて、特に同和問題については答申にこういう記述をしてください、これだけは入れてもらいたいという意見を申し上げました。

それが問題であるのであれば、そこを言ってもらいたいということです。その後で、基本計画でどうなるのか、それは私たちの問題ではありません。今は委員からの答申書をつくっているのです、そういうふうに思います。

(矢崎会長)

私もそう思います。そうじゃないと、審議会が形骸化されたり、役所の隠れみのになっているのではないかとのご批判をいただくわけですので。

そうしますと、「分野別施策の推進」の中で、基本事項の中でそこら辺の考え方をはっきり打ち出して、同和問題が最初で、外国人の問題が2番目で、あとはこの順番というような組み立てでよろしゅうございますか。一応そういうことでやらせていただいて。

最初見たときに、私が一番不満に思ったのは、実は「施策の推進体制」です。「施策の推進体制」が6行か7行で終わっているのです、こういうのを竜頭蛇尾というのではないのという話をしましたが、事務局案では、「人権施策の方向性」の中でいくつか入れています。「人権施策の方向性」で、相談窓口のあり方や教育・啓発のあり方で触れていますが、「施策の推進体制」と一緒にしてしまってもいいのではないかと、その方がわかりやすいのではないかとこの気もします。

今まで議論いただいたことを一応ご了解いただいたとして、また組み立てに戻らせていただきたいと思いますが、「分野別施策の推進」の前に「人権施策の方向性」が必要だろうという考え方でまとめられています。しかし、ここでいろいろなことを盛り込んでありますと、「施策の推進体制」のところを見たときに、あまり個別のところは見ませんね。審議会は、何を県では責任を持ってやれといっているのがが拡散されてしまっている感じがします。この辺りご意見をいただけたらと思います。

先ほど斎藤委員が言われた、「施策の方向性」が「人権教育と啓発」、「人権相談と支援」の2つだけで終わっていかどうかというご意見と絡んできます。本当は推進体制をどうするのか、具体的な施策をどうするのかということです。具体的な施策については、「分野別施策の推進」の中で、同和問題と外国人の問題に触れていただくことは可能です。それを前提として、「人権施策の方向性」、「施策の推進体制」をどう扱っていくかということになります。分野別施策の中にさっき言ったことは入れるという前提のもとで、この組み立てでいいのかどうか意見をお聞きしたいと思います。

「施策の推進体制」がどちらにしても弱いのです。ただ、これを具体的に書いていくと、「施策の方向性」と重なる部分がたくさんあり、事務局は重複させないようにしたということですが、私は重なってもいいのではと思っております。

斎藤委員、「施策の方向性」の中で、「人権教育と啓発」が一つ、「人権相談と支援」が一つで、大きな分け方をすると、この二つの中で、あとは中身の膨らませ方で、その中身

の膨らませ方は、「分野別施策の推進」の中で、今回は同和問題と外国人の問題を触れていく。いかがでしょうか。構成について、ある程度固めたいと思います。

(斎藤委員)

そうですね。構成を見ますと、5として「施策の推進体制」が立っていて、目次で見るとバランスとしてはおかしくないように見えますが、本文を見ると、最後の1ページもないという尻すぼみの印象を否めないと思います。

やはり、こういうことをやるべきであると、そのためにはこういう体制が必要であるということですから、1の(1)の「人権政策基本方針策定への必要性」が審議会の結論になるのではないかと思います。だから、こういうことがあるからこういうふうに、こういうことをする必要はあるというのは、ある意味、結論だろうと思います。何か結論が先に置かれてしまっているみたいなのがあります。

(矢崎会長)

今までの流れからいきますと、現状の中で、例えば同和問題と外国人の問題をもう少し膨らませることが必要かもしれません。

(斎藤委員)

「人権課題の現状」というのも何か変な表現のような気がします。それぞれ羅列的に書かれていて、かつ、まず県民意識調査ではというふうに、県民意識調査に全面的に寄りかかってしまっている感じがあります。団体の方々からも意見をいただきましたし、それから、3つの団体の方から直接ご意見もいただいていますし、もともとこの審議会での議論もありますので、この辺り何かもう少し考えないといけない。それから5ページで、インターネットによる人権侵害がほかの問題と並列扱いされていますが、インターネットによる人権侵害は、例えば女性に対する中傷誹謗であったり、あるいは同和地区の人たちへの誹謗中傷であったりするので、ここでこれが並列されるということも変な感じがします。

そういうことでいうと、組み立て方ももう少し詰めなければいけないと思っています。

(矢崎会長)

県民意識調査でやった部分は全部触れています。これはそのために意識調査をしたわけですので、ある意味必要です。審議会の意見は意見として、県民はどう思っているかという部分は必要ですので、県民意識調査の結果を入れるのはかまわないと思います。

そのあとのいくつかのは、ヒアリングをさせていただいたり、ご意見が出た部分を入れてあるという組み立て方だと思います。

(斎藤委員)

ただ、例えば4ページの同和問題でいいますと、県民意識調査のことが書いてありますが、ここでも議論した県民意識が後退したという評価が入っていません。ただ、どのような人権上の問題があるかという質問に、結婚問題があると、それから身元調査があると、それから差別的な言動をすることがあるという、こうした問題が起きていると県民は思っ

ているとしか書いていません。問題は、そっとしておくとか、全然考えていないとか、という人がたくさんいました。どうしても自分がかかわったものについてはいろいろ言いたくなってしまうということがあります、もう少し書いたほうがいいように思います。

県民意識調査で聞いたのはこれだけではないわけで、特にこの審議会で問題にしたのは、寝た子を起すな論とか、あるいは、結婚に明らかに反対するという意思表示をしている人がかなりいらっしゃる、ということがあります。それはもう一方で書いてあると言われるかもしれませんが、同和問題の現状の問題は、この2つだけしか書いていない、これはちょっと不十分ではないか。これで同和問題を重点的に取り上げたとはいえない気がします。

要するに、あれもこれもということになると確かに分厚いものになってしまいますが、この審議会では、同和問題と外国人の問題については重点的に取り上げるということですから、ここでの取り上げ方は不十分ではないかという気がします。県民意識調査は当然触れなければいけません、その触れ方も不十分ではないかと思っています。

(矢崎会長)

この審議会で特化するという同意を得た同和問題と外国人の問題については、もう少し増やしてもいいのではないかとのご意見でよろしいですか。

(斎藤委員)

それを前に持ってくる。同和問題と外国人の問題を重点的ということであれば、この二つを一番前に持ってくる。施策の推進でも、同和問題と外国人の問題を前に持ってくるのがよいと思います。

(矢崎会長)

事務局に確認ですが、この2ページの「人権課題の現状」の中で、この意見等を踏まえ、本審議会として同和問題、外国人問題についてももう少し踏み込んでという項が入っていますね。これは実際そういう方向で進めてきたわけですので、今のご意見の考え方を基本方針策定の中にはっきり入れてしまった方がわかりやすいかもしれません。9ページの「分野別施策の推進」の中で同和問題と外国人の問題を特化するということを書くのではなく、最初の人権政策審議会の答申の構成部分、「人権課題の現状」のところで、この審議会として、二つの課題については特に特化して取り組んだというように、ストレートに書いてしまった方がいいかもしれません。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

この審議会でそういう方向ということになれば、ご意見をお聞きしながら上へ持ってくるとか、私も事務局で意見をとりまとめて、その形にするということです。

それと、つけ加えさせていただきますが、女性、子ども、高齢者という順番は、アンケート調査のときも同じような形でこの順番を使っていたので、その順番どおり一応並べさせていただきます。

(矢崎会長)

今回の答申では、どこにでもあるような答申にはならないと、事務局はある程度覚悟しています。

いかがでしょうか。この審議会の内容を答申の中に入れていくということになりますと、むしろ最初に、その部分をはっきりさせてしまうということによろしいでしょうか。基本方針策定に向けてのところ、この審議会としての答申のスタンスをはっきりさせるということによろしいですね。

では、その部分はそうさせていただきます。「人権施策の方向性」は、斎藤委員、どうでしょうか。「人権教育・啓発」、「人権相談・支援」という分け方ですが、少し支援の部分で膨らませるということでもいいですか。それとも、もう一つ項目を入れますか。

(斎藤委員)

その「人権施策の方向性」で、(1) の「総論」が、少し違和感があります。

例えばそこに、最初に施策の方向性みたいなことで入れておいて、その中でも教育・啓発と相談・支援を重視するというふうにすればよいと思いますが、総論というのが方向性の総論というのはどうかということです。全体では施策ですが、その施策が、教育・啓発と相談・支援に狭められてしまっているような気がします。例えば障害者差別をなくすという場合、やはり具体的にバリアフリー化を進めていくとか、そういう施策があります。ですから、そういうものもやっていかななくてはいけないということをどこかで書かないといけないのではないかと思います。それは支援とは少し違うような気がして、政策として進めていくということになるのではないかと思います。支援も政策の中の一つとしてありますが。

(矢崎会長)

この組み立てからいくと、それは「分野別施策の推進」の中に具体的な政策を入れていくということですね。ここに施策までみんな入れてしまいますと、今度は4以降が。

(斎藤委員)

どうも最近の流れとしては、特に同和問題でいいますと、あとは教育・啓発で、これまでやってきた環境の改善は全く必要ないみたいな意見はありますが、それは少し行き過ぎではと思っています。必要な政策は多くはありませんが、まだあると思います。教育・啓発、相談・支援としてしまうと、狭めてしまう気がします。

(矢崎会長)

どういう項目がほしいですか。

(斎藤委員)

そうですね。何になるでしょうか。

実はこの間、何人かの人に意見を聞いたのですが、具体的なものはあまり出てこないのです。

(矢崎会長)

出てこないです。

事務方も今日の打ち合わせの中で、具体的なものを入れたいが、どういうものがあるかという、正直言ってなかなか出てこない。特に同和の問題ですが、一応、ハードは終わったという前提でいますから。

(斎藤委員)

そうですね。ですから、それを全く切ってしまうと、少し不都合が生じてくるかなという心配をしています。

(有吉委員)

やはり説得するためには、具体的にこういうものが必要だというものがないとその先がないので、力不足になっているというだけでは納得が得られないと思うし、私たちもわからないです。

この同和問題は、やはり人権教育、もう何をさておいてもとにかく人権、人を人として尊重するという人権教育がすべてのスタートだと思っています。そうではなくて、具体的にこういう人権が侵害されていて県としてできること、例えば結婚が困難になっているとなっても、では県でお見合いをさせましょうかとか、強制的に結婚させましょうかという、そういうふうにはできないことなので、やはり県ができる、侵害されていて、しかもそれが県の政策と実際につながっていくことを具体的に挙げていただいた方がわかりやすいと思います。

あと一つつけ加えて、人権侵害のところ、アンケートでとったせいか、先ほども斎藤委員からも指摘ありましたが、インターネットによる人権侵害はやはり浮いています。インターネットという手段、一つだけ手段が出てきて、それ以外は手段ではなくて客体の方ですが、ここだけ侵害の手段だけ出てきてしまっているのも、やはりこれは抜いた方がいいのではないかなと思います。アンケートではあったのかもしれないですが、ここで項目立てをする必要はないと私も思いました。

(矢崎会長)

ほかにご意見はございますか。

(岩井委員)

先ほど吉澤委員からも意見が出ましたが、これを開けてみたときに、すぐ具体的な人権政策基本方針策定への必要性、(1)背景・目的とあるので、この審議会としてのうたい文句といいますか、国際条約までいくかは別としまして、何か、こういう意思を持ってこの答申をしていますという文章がほしいなと思います。あまりにも事務的な感じがします。

(矢崎会長)

最後に審議会の経過がつくのでしょうかね。

(岩井委員)

それは当然あるという前提ですか。

(矢崎会長)

答申するときに、委員会として、こういう経過でこうなってきた、こういうのをつくってきた、このことについてはこういうふうにする云々というものがつきます。

(岩井委員)

わかりました。その中に、例えば今の外国人と同和問題を何か盛り込むような要素もあるのでしょうか、その意思を示すというか。

(矢崎会長)

だから、先に、表紙に入れてしまった方がいいと思いますね。

(岩井委員)

そういうこともあるのかなと。私は「長野県の場合は」という部分があると思うので、その特異性みたいなものを加味することもあるかなと思って期待していたのですが。

(矢崎会長)

この基本方針の中に、今までご意見いただいた、例えば人権文化という言葉は入っています。ただ、1行入っているだけです、お気づきにならないと思います。この中に人権の捉え方がひな型としてつくと思います。それぞれの部署でそれぞれのプランを持って推進していますが、あとのボリュームの違いを気にされる方もいらっしゃいますので、例えば子どものことはこれだけで、同和問題がこのような分量なのかというふうなバランスを考えられる方もいらっしゃいます。この審議会は、2点を特化したことを最初に入れてしまった方がいいかもしれません。

人権政策審議会は、同和問題をいかに新しい方向に位置づけるかということが大きなテーマです。人権イコール同和という時代が何十年間ありましたので、捉え方は別にして、今回のいきさつで、部落解放審議会から背景が始まっていますので、その点はクリアにしてしまってもいいかもしれません。

(岩井委員)

わかりました。それからもう一つ、2ページからの「人権課題別の状況」ですが、県民意識調査が必ず1項目ずつついています。そのパターンとして、「こうした問題が起きていると県民は思っている」という書き方ですが、もう少し整理できるのかなと思いました。こういう結果が出ているという書き方でいいのかなと。何度も読んでみると気になりましたので、ご検討いただければと思います。

(矢崎会長)

どうですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

今回は、たたき台ということで、どちらかというと箇条書きで書かせていただきました。ご審議いただいているいろいろな意見が出てくれば、2つをまとめたような形で一つの文章にするとか、そういうまとめはこれからさせていただくつもりでいます。あくまでもこれは、このまま がついて答申として出るということではなく、いろいろな意見を箇条書きにしたもので、上と下のつながりがなかったりしますので、その点はご了解いただきたいと思います。

(矢崎会長)

アンケートの場合には、「と県民は思っている」と書きません。40%を超えているとかそこまでです。基本的には、最後の文章のときにはそれでいいと思います。

それでは少し整理をさせていただきます。「人権施策の方向性」と「施策の推進体制」の取り扱い、最後の「施策の推進体制」がいかに弱い感じですが、体制と書くから弱くなるのかというふうに考えました。だから、「施策の方向性とその体制」というように、一緒にしてしまっているのかどうか。一緒にすると、文章的には、「基本方針の必要性」と「人権課題の現状」で、「基本的な考え方」があって「分野別施策の推進」に行ってしまいます。普通に考えると、方向性みたいなものがあるって、具体的に分野別があるって、その推進体制というのが普通です。この点について、ご結論をいただけたらと思います。

「基本的な考え方」のあとに、分野別施策にいくか、3と5を一緒にして最後に持っていくか。二つの考え方があると思いますが、「人権施策の方向性」はここで触れておいて、「施策の推進体制」のところを、重複してもいいのもっと膨らませる。ここで体制と書いてしまうと、どういう体制をつくるかということになってしまいます。施策の内容とその推進体制というところまで突っ込めるかどうか。

事務局は、細かいことについては、答申をもらったあとに考えるという余地があった方がいいと考えますか、言えるところはもう具体のところまで突っ込んでもいいという考え方でいいですか。その点はどうですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

答申を受けて、県としてこのようなことをやっていくと、それから、答申の中で、今すぐできること、それから何年かかけてやらなければいけないことというものもあると思いますので、その点は若干余地を残してもらった方が、これからの基本方針をつくるときにもいいのかなと考えます。

(矢崎会長)

大きな2課題については、具体的なことがもし提案できれば提案するということがかまわないと思いますが、子ども、高齢者、障害者の問題にあまり具体的な施策を入れていきますと、全体のバランスがおかしくなる危険があるかと思っています。

組み立てはこのままで、推進体制を膨らませるということにしますか。

(斎藤委員)

よろしいでしょうか。今、見ていて、むしろ「分野別施策の推進」の「分野別」をとって「施策の推進」にして、それで「基本的事項」と「各課題」と、それから「推進のための体制」ということで、ごく簡単に言えば、4と5はひとくくりにしてしまうということです。分量を考えて、「5 施策の推進体制」を、4の「(3) 施策の推進体制」にするということではどうでしょうか。

(矢崎会長)

推進体制を、分野別施策の中に入れる。

(斎藤委員)

分野別をとって、施策の推進にするということです。

(矢崎会長)

そうすると、「人権施策の方向性」、「施策の推進」、「施策の推進体制」という組み合わせか。実際は分野別で入れていくということですね。

(斎藤委員)

それから、県というのもありますから。

分野別と、それらをまとめてという考え方もありますので、全部が分野別には入らないと思いますが、このボリュームを見ると、分野別ではありませんが、個別の課題と、それらの個別の課題を進めるための県の体制とすれば、その中に入ってしまう気がします。

(矢崎会長)

ご意見を伺いたいと思います。個別のところは、今日の審議会の後半部分で突っ込んでいけばいいと思いますが、基本的なまとめ方、構成については結論を出したいと思います。

(有吉委員)

この「4 分野別施策の推進」と「5 施策の推進体制」は、私も合わせた方がよいと思います。5の部分は、県の一般的な個別具体的な問題ではなくて、全体的な方向性について書いてありますので、これを先に持ってきて、その下に個々具体的なことを持ってくる。4と5を一緒にし、その上で最初に全体論、5で書いてあるものを頭に持ってきて、そのあとに個々のものを持っていく。5の部分は、どの政策にもかかわることですので、最後に持ってくると何かぼやけてしまう。普通は一般論があって具体的になっていくので、最初に全体的な、施策のところの推進体制としてこの5の部分を持ってくる。5を全体論としてこれ以上膨らませるのも、言葉の繰り返しみたいで無理かなという感じはしました。

(矢崎会長)

おそらく推進体制に関連したところだけを引っ張り出すので重複することになります。

(有吉委員)

それならこれを全体として先に持っていき、ここではこうやるという。5の部分はどれにも関係しますので、どうでしょうか。

(吉澤委員)

5の内容を最後に持ってきた理由がわかれば、どこに入るかがわかってきますね。

(有吉委員)

あえて5を独立させてここに持ってきた構成理由は何ですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

構成のたたき台のときに、「基本的な考え方」、「方向性」、「分野別施策」、「推進の体制」ということでご提案させていただいて、構成はその方向ですることでご承認をいただきました。上の部分は、どちらかという施策的な部分をそれぞれの項目へ入れてあります。体制として捉えると、この3つぐらいの項目ということで記載させていただきました。これを進める上でどういう体制をとったらいいのかということでまとめた部分です。

(矢崎会長)

方向性の中で、総合相談窓口の整備とか、ネットワークの体制づくりとか、ここでも触れています。5をはずしてしまった場合はどうなりますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

施策の方向性の中に、こういう方向で進めなさい、それにはこんな体制が必要ではないのかというような形で入れていただければと思います。会長が言われた相談窓口も一つの体制になります。相談の中にも体制づくりがありますので、重複する部分はあります。

(矢崎会長)

大西委員、この点はどうでしょう。

(大西委員)

例えば、8ページで「国、市町村、関係機関と連携した相談体制づくり」となっており、そこで大分触れられていると思いますので、ここを「人権施策の方向性と推進体制」とか、推進という項目にしてこの中に組み込んだ方が。ボリュームがあればいいというものではないですが、このままだと読んだ人が貧弱に感じてしまいます。この3番の中の方向性と推進というか、推進体制という感じで、項目を入れればいいのかという気がしました。

(矢崎会長)

仮にこの施策の推進の体制として、先ほども他の委員さんから出ましたが、例えば人権政策推進協議会みたいなものをつくるとか。それは、今、県の中に設けてあるわけですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

本庁、地方事務所単位で、人権政策推進協議会というものをつくって、本庁では各部局長、地方事務所では、現地機関の所長がそのメンバーとなる協議会があります。

(矢崎会長)

だんだん思い出しましたが、私が茅野市長のとき、この点をどうしたかという、チェックする機関を設けるとか、推進委員会をつくるということを最後に入れたかもしれません。要するに、茅野市でつくったときの推進体制のまとめは、純粹に体制だけをこういうふうに入れてしまったと。それはそれで収まりがつくかもしれないです。中身を中途半端に入れると、施策の方向性の中で既に体制づくりが入っています。

だから、答申に基づいて基本計画をつくり、その基本計画をチェックする機関をつくるみたいな形だと、推進体制という言葉にはまってくるかもしれません。3番から5番へ推進体制に関することを移していくとすると、要するにページをとります。私は、最初はそうやっても、最後を膨らませて方がいいかなと思いましたが、どうでしょうか。

推進体制という項目の扱いについて、ご意見をいただきたいと思います。

(吉澤委員)

わかりやすさから言えば、3番と一緒にした方が、方向性と推進体制と一緒にした方がわかりやすいと思います。3番に連携についても入っていますし、改めてもう一つセクションを読むとなると、ダブリも多くなるし、ボリュームも大きくなる。だったら一緒に読めた方がいいかなと思います。

(矢崎会長)

3番を「人権施策の方向性と推進体制」として、そこに5番に入っている県はこうしていくということを入れ込んでしまう。そして、4番の分野別施策の推進は、先ほど言った2つのカテゴリについては、特にボリュームを入れ、5番を入れずに終わりにしてしまうということです。どうでしょうか。どうぞ。

(大西委員)

最初に触れたのですが、やはり最後に検証体制というか、行政の中でチェックするという、先ほど協議会とおっしゃっていましたが、この審議会としても引き続きチェックしていくと。継続していくというものを最後に入れると、締まるのでは、という気がします。

(矢崎会長)

人権政策審議会に諮問いただいたことは、基本方針策定についての意見ですので、その後のチェックをしていくことになりましたら、別の審議会なり委員会を立ち上げなければいけないということになるのだらうと思いますが。

関委員、審議会の最初に、部落解放審議会答申後、県は結局何もしなかったということに関委員がおっしゃいました。推進体制の中に答申した内容、それを受けできた基本計画

についてチェックする組織というものを新たに提案するかどうか、という問題はいかがですか。それはこの委員会ではできません。内容が違ってきますので、別な委員会になるのだろうと思いますが、いかがでしょうか。

(関委員)

その問題はよくわかりません。

ただ推進体制では組織とか、どこに何の部署をつくるとか、そのようなことになります。具体的には推進体制とか、組織とか、そのようなことも重要ですが、行政でも民間企業でも、答申を受けたり、何かするときには、トップの姿勢による影響が非常に大きいと思います。

この数年間で私たちが、強く感じているのは、県の中に人権に関するプロがいなくなったと感じています。組織だとか陣容ではなくて質の問題です。いつでも人権のことを考えている、レベルが高い人がいないと人権の問題は進まない。特に同和問題についてはそれを感じているわけです。

同和問題は、既に何百年前からある歴史のある問題で、われわれ委員には、それに対する同和行政が、後退しまった、荒廃してしまったのではないかという思いがあり、ここで軌道修正しなくてはいけないと思っているわけです。そういうことすら、県の中に判断できる人が、あるいは堂々と言える人が少なくなってきてしまっていると思っています。

(矢崎会長)

県の中の受け皿は、人権・男女共同参画課ということですよ。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

受け皿といいますか、総合的な窓口ということで、当課なり、学校関係では心の支援室でやっています。

(矢崎会長)

推進体制の中にそういうボリュームが入るかどうか。今のご提案に対して、推進体制という中にそういうものは入れていけるかということになると、またこの5番の項目が膨らんでいきますね。

(斎藤委員)

前回、担当のセクションを明確にしてほしいということを申し上げたのは、今のことにつながるわけです。それと、今、関委員がおっしゃられたことですが、人材を育成することです。前にも申し上げましたが、教育委員会では文化財・生涯学習課に人権の係の人がお一人だけという状態だった。それが、今度、心の支援室になって4人ぐらいになったのでしょうか。

(教学指導課心の支援室 櫻井主任指導主事)

文化財・生涯学習課に、一人いまして、その方が総合的な窓口をやっていましたが、学

校教育に関しては教学指導課にいて、あと子どもの虐待ですとか子どもの権利関係は、子ども支援課というところで、昨年まででしたら3名ほど散らばっていたということです。

それではよくないということで、今年度、いろいろな分野から集まって、さらに人数がプラスされて、現在、心の支援室というところで、7名体制でやっております。それから昨年、文化財・生涯学習課に正規の職員のほかに、人権教育推進委員がいて、いろいろなところへ行って研修をやっておりますので、現在7名です。

(斎藤委員)

ありがとうございます。事実関係を把握していなくて申しわけありません。

この間、県の教育センターで勉強会があり、そこで先生方から伺ったことは、以前ですと学校に同和教育推進教員がいて、今どんな問題が起こっているか、どんな事件、あるいは事象が起こっているかというようなことが、同和教育推進教員からそのほかの先生方にも伝えられていた。ところが、今、そういうことを教えてくれる人がいなくて、どこでどんな問題が起こっているかわからないということをお聞きしまして、ちゃんと教育委員会から学校へ情報を流していく、そういうことが必要だろうと思いました。

先ほどの話に戻りますが、大西委員がおっしゃられたように、この審議会でチェックするということはできないでしょうが、部落解放審議会が答申したにもかかわらず全く実施されなかったということを考えると、この審議会の答申後、適切に人権政策が行われているか検討する会を設置したらいいのではないかという提案はできると思いますから、そういう提案を入れておいたらいい気がします。

(矢崎会長)

茅野市の場合には、計画作成後に必ずフォローする市民組織をつくってきました。それはPDCAサイクルというほど硬いものではないが、基本的にアクションプログラムの中で数値目標を置いて、特に行革というのは絶対それが必要ですので行革推進会議は継続してもう10年ぐらい、メンバーは途中で交代していますが、福祉は地域福祉審議会があって、プランを実施しているかチェックしている。

県の場合に、そういう推進状況をチェックするような審議会なり委員会がありますか。他の部門ではどうですか。

(望月企画部長)

人権政策審議会条例では、第2条の第1項に、「審議会は、人権政策に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議する」となっています。2項では、「審議会は、前項に規定する重要事項について、前項に規定する重要事項というのは、人権政策に関する重要事項について、「調査審議し、知事に意見を述べることができる」とあります。諮問をされなくても、それなりの独自の体制はもう条例上確保されています。ですから必要があれば、審議会でお決めいただければ、あえて組織をつくるという必要はありません。

(矢崎会長)

このままで確保されている。この組織でいいということですね。

(望月企画部長)

そうです。どう構成するかということは、いろいろあると思いますが、審議会の権限としては、既にできるようになっています。ですから、この答申の中でそういったことに触れずにもいただいても結構だと思います。

(矢崎会長)

触れてもいいですね。審議会委員の任期が決まっているわけですから。

(望月企画部長)

触れてもおかしくはないです。一つ意思表示になると思います。

(矢崎会長)

今までだと任期終了でお疲れ様でしたよね。しかし、この審議会の意見として、答申やそれによってつくられた基本計画の推進状況について、意見をいうためにこの審議会を継続していただきたいということはかまわないのでしょうか。

(望月企画部長)

審議会自身はずっと存続していますので、そういった方向性を委員でお持ちいただくと、それを引き継いでいただくことは可能です。

また、この推進体制の中に、県の推進協議会などいろいろ書いてありますが、もし必要がないと思えば、あえて書いていただかなくても。基本方針をつくるときに、県は書かざるを得ませんので。いずれにしても、こういう施策をやるためにはどういう体制とするかということは、行政としては、そういうものがなくても書くようになりますので、特段のことがなければはらずしていただいても結構です。

(矢崎会長)

市民組織は残るのかなと、最初見たときにそう思いましたが。

(望月企画部長)

それはご議論いただければと思います。

(矢崎会長)

今までの県行政の中で、審議会が答申したあと、それについて継続してチェック、確認していくという例はいくつかあると考えていいですか、いろいろな部局で。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

当課で所管する男女共同参画審議会では、計画をつくって、その計画がどのように進んでいるかということで調査し、課題等は、知事の方へ改めて意見を言うという形でございますので、それはこの審議会でも同じような形にできるのではないかと思います。

(矢崎会長)

わかりました。その項目を入れるかは、結論が出せれば、出させていただいた方がとは思いますが、今までの私どもの考えは、基本計画ができ、それについて見させていただき、場合によっては意見を申し上げる、しかし、計画は来年中にできますから、一応来年12月で終わりのつもりでいました。しかしそうではないと。逆にいうと、5番の推進体制の中でそういうものを入れていくかどうかということですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

委員の任期は12月までですが、この審議会は条例で設置されていますので、委員の交代はあるかもしれませんが、審議会は続いてあるという理解でいただければと思います。

(矢崎会長)

それはわかります。しかし、知事が開いてくれと言わなかったら開けないわけです。

あるというのは、進行状況をチェックしていく審議会という意味で役割があるということですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

その点は、昨年度の実施状況の報告といったことで調査する権限がございますので、会長からの要望があれば、審議会を開いて実施状況等を報告し、また、それに対してご意見をいただくという形はできると思います。

(矢崎会長)

そうですが、委員には任期がありますよね。新たに委員を任命しないと、任期終了とともにいなくなってしまう。審議会だけあっても、委員がいなくてもありえますから。任期が切れて、新しく人を任命しなかったら、委員長もいないですから。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

そういう意味では、会長のおっしゃるとおりです。

(矢崎会長)

だから、答申が出たのに何も応えてないということがないためには、この審議会を継続して、なおかつ基本的に年に1、2回審議会を開いて、進行状況について報告を受けることを要望するかどうか。推進体制の最後に、県の受け皿をはっきりさせるということと、審議会は継続するということが、もしくは結論がはっきり出た10広域なら10広域に相談窓口を設置するとか、この体制の部分だけをここに入れれば、先ほど吉澤委員が言われた、人権施策の方向性は方向性としておいて、推進体制はそこに入れると、それはクロージングになりますね。本当の推進体制、純粋な推進体制だけを入れていく。

継続するということは、継続する委員が多くなるということになりますが、そういうことも踏まえて推進体制の答申の中に入れるということによろしいですか。継続して委嘱を

受けることとなりますが、つくった人たちが残っていないのでは意味がないですから。いいですか。

(「異議なし」)

(矢崎会長)

では、そういう方向で、純粹に推進体制だけに絞って、次の議論になるかもしれませんが、10広域に例えば相談窓口をきちんとつくるというものはこの中に入るでしょうね。その本当の推進体制という体制という部分に入るものだけをここに入れていく。

次に個別課題について話をしなければいけません。分野別施策に推進について、同和問題は、斎藤委員、関委員、吉澤委員のお三方、外国人の問題は、金委員と関委員とお二方でご提案いただくということです。あとの部分、例えば有吉委員が言われた、子どもの場合はここだけはほしいとか、先ほども出てきたインターネットは余分ではないかというような部分については、まだ議論を詰めておりません。

そういうことで、若干休ませていただいて、分野別施策の推進について、一つずつ気になるところをチェックしたいと思います。そういうことでよろしく願いいたします。

(休 憩)

(矢崎会長)

再開させていただきます。3まではご議論をいただきましたが、一つ一つの部分で検討する時間がございませんでした。例えば、現状等の内容もご議論があるところがあるかもしれませんし、人権課題別の状況も、一つずつチェックできなかつたわけでありまして。このことについてご意見やご提案などがありましたら、大変恐縮ですが、事務局の方にご提案をいただき、この次の12月1日までにそれをできるだけ反映させたいと思います。

また、基本的な考え方、人権の捉え方については、場合によっては構成と関係しますもので、ここは分野別の推進の前に、特にご意見があればお聞かせいただければと思います。

人権文化については、7ページ前段の 3つの最後、目指す人権が尊重される社会を県民一人ひとりが豊かな心を育む人権文化を築くこと、というところで触れています基本的な考え方についてはこの辺りを基にしながら、いわゆる答申書の前文ということの部分の大事なところを占めます。それと、人権施策の方向性についても、場合によっては触れざるを得ないだろうと思っています。

前文のところ、ご議論いただいた二つの課題については、特に審議会の中で議論をし、これからの県の方向について意見をつけさせていただく、という書き方になるのだろうと思います。それで最初からはっきりした内容にするのであれば、前文でもそれに触れてしまった方が、見ていただく方たちにも、バランスがとれていると思いますので、答申のスタンスをご議論いただいたように決めていきたいと思っています。

そういうことで、分野別になる前に、基本的な考え方、人権施策の方向性等の6～8ページのところでご意見があればお聞きをしておきたいと思っています。

人権の捉え方はこんな形でよろしゅうございますか。それと方向性など、箇条書きでな

い形になってくるということでもいいですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

はい。いわゆる普通の提言らしい文章になってきます。

(矢崎会長)

という文体になってくると。それは12月1日には諮問の出す形になりますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

12月1日にはそういう形で。先ほどの同和对策と外国人はちょっと別にしまして、ほかは、諮問の形になって、お示ししたいと考えております。

(矢崎会長)

わかりました。そういう意味では、「てにをは」は直ってくるとお考えいただいて結構ですが、内容については文書そのものとなります。基本的な考え方については、1、2に分かれておりますので、これについてご意見をいただきたいと思います。

(斎藤委員)

まず、(1)の人権の捉え方のところの3つ目。こういうことを言いたいだろうなということとはわかるのですが、「インターネットによる誹謗中傷」で点を打って、「犯罪被害者の支援など時代の変化により人権の捉え方も広がりつつある」というのは意味不明な文章だと思います。一方で誹謗中傷があり、一方で支援があるといわれても、これではわからないので、もう少し整理しないとイケないだろうと思います。

(矢崎会長)

ではご指摘をいただいたということでお願ひします。

ほかにご指摘いただくことや、補足といひますか、補充といひますか、こういうことは入れたいことが、基本的考え方の中にありましたらお願いいたします。

(斎藤委員)

(2)で、「自己実現」、「自立」、「社会との関わり」を入れたのはよいと思います。しかし、7ページ最初の、「人権を理解するためには、「差別をしない、させない、許さない」、また、「かくあるべし」という固定感をなくし、あくまでも一人ひとりの個性や多様性を尊重することが重要である」と書かれているのは、一体何を言いたいのか。「差別をしない、させない、許さない」とは、固定観念のことか、そういう固定観念はよくないということを行っているのか。「かくあるべし」というのが、押しつけ的のことを言いたいのかもしれませんが、「差別をしない、させない、許さない」と「かくあるべし」ということとどうつながっていくのか。

それから、「一人ひとりの個性や多様性を尊重する」というのは当たり前です。しかし、差別する自由もあるとか、時々そういうことを言う人がいます。また、発言、言論の自由

など強く主張する人がいます。個性や多様性を尊重することは重要ということはよくわかりますが、その前に言っていることと、その個性、多様性を尊重することとは、どういうふうにつながっていくのか。人権政策審議会は何を考えているのかと言われかねない文章だと思いますので、書かれた人のお考えを伺いたく思います。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

行政として、一方的に差別はいけないとか、そういうことではなく、あくまでも一人一人の個性や多様性を尊重することが重要ではないかという意味で書いたものです。もう一つは、あまり、しないだとか、させないだとか、許さないといった後ろ向きというか押さえた形ではなく、どちらかという、もっと前向きな方がいいのではないかという委員のご意見を含めてまとめたものですから、こういう文章になっているということです。

(斎藤委員)

申しわけありませんが、よくわからないのですが。

(蔵之内課長補佐)

委員の皆様の意見を取り入れながらまとめるという作業をさせていただいた結果、斎藤委員ご指摘のような、若干意味不明なところが、伝わらないという印象を受けられたことはわかりますので、そこをどう変えた方がいいというご提案をいただければと思います。ただ、委員の意見をいろいろと反映させていただいた結果であり、ここをこうした方がよるしいということがあればご意見いただければと思います。

(矢崎会長)

斎藤委員は「差別をしない、させない、許さない」という言葉が悪いと言っているのではないですね。つなげ方がわからないから、この項目で何を言いたいのかわからないということですから、参考にさせていただければと思います。

要するに、ここにある括弧した中のことは、この審議会で出た言葉が多いということですね。それをなるべく生で文章の中に活かそうとして、つなげたら、文脈が合わなくなったということだと思いますので、また検討してください。ほかにどうでしょうか。

(斎藤委員)

すみません、私ばかりで申しわけないですが、その次の、「他人の人権の尊重や保護する行動」という言葉も実はよくわからなくて、クエスチョンマークをつけてあるのですが。

(蔵之内課長補佐)

尊重することは、気持ちなり行動に出るということなんですが、より具体的に、例えばある子どもがいじめられたと、そのときに、そういうことをしてはいけないと、単純に言えば、そういった行動というのを保護することだろうと思うのですよね、そういった広い意味もあると思います。保護というのはある程度思う部分と、ある程度守っていく、他人を思ってあげるという、そういった意識というイメージで書いたとものでございます。

(矢崎会長)

斎藤委員のご指摘は、人権を保護する行動ということがおかしいということですか。人権の保護という使い方がなじまないということでしょうか。

(斎藤委員)

「尊重」を抜くと、人権を保護するとなり、今ひとつよくわからない。人権を守るという言い方ならわかるのですが、保護するというところに違和感があるのかもしれませんが。

(矢崎会長)

人権保護というのは使いませんか。

(有吉委員)

使わないです。私は弁護士なので、憲法など携わる中で、人権尊重の言葉にすべてそういうことが含まれます。6ページの一番下も同じなのですが、私もとても違和感がありました。これがいけないというわけではなくて、尊重の中には保護する、守るということも全部含まれた尊い言葉なので、変に言葉を羅列してしまいますと、尊重という言葉の意味が薄れていくような気がするので、私は入れないでほしいなと思っていました。

(矢崎会長)

では、そうしましょう。ほかはどうでしょう。また意見があれば事務局にお願いします。人権施策の方向性について、3番ですが、これについてご意見があればと思います。

(斎藤委員)

ここは、先ほど申し上げましたように、部落解放審議会答申が実施されていませんので、そこは区別して書かないといけないかなと思います。

それから、すぐ業務になってしまっているところですね。その前提として、県としての責務、責任みたいなことがありますと思います。あるいは県民一人一人の課題というようなものがあると思います。そういうことを書くべきだろうと思います。自分自身の課題としてというふうに、その3つ目で書いてありますが、その前のところで、県としての責務みたいなものを入れた方がいいのではないかと思います。

(矢崎会長)

一つは、それぞれの人権課題において個別云々で、実施されているということがそうではないということですね。いくつかの人権課題に応じては、ということですか。

(斎藤委員)

そうですね。実施されていないものもあるということですか。

(矢崎会長)

書き方がどうなるか。この解釈はどう考えますか、事務局としては、それぞれの人権課題に応じて、個別法、個別の諮問機関の答申等を踏まえて実施されている。同和問題は、答申を踏まえていないのではないかとということですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

前からお話申し上げておりますように、一般施策の中で対応はしてきたというのが県の考えですが、委員の皆さまからそういう話がございまして、この点は、一部を除いてとか、といった形で、文章の方はまた考えさせていただきます。

(矢崎会長)

そう書かないと、あとのところとつながらなくなってしまうかもしれないですね。もう一つ、業務とおっしゃったのは。

(斎藤委員)

すぐ業務というふうに入ってきますが、その前に、県としての責務を入れた方がいいのではないかとことです。

責務があって、それで仕事が生じてくるという、仕事として生じてくると。

(矢崎会長)

ここを文章的にどう考えるか、要するにストレートに業務ということだと違和感があるというご意見です。

これは気になりますか。県行政の取り組む業務は、県行政が取り組む責務と直しますか。

(斎藤委員)

前提として、県として人権問題に取り組む責務があることを先にうたってからと思います。

(矢崎会長)

先にうたって、ですね。よろしいでしょうか。責務をはっきりしてから業務というところにつなげていくと、あとはどうでしょうか。

7ページの人権文化の扱い方について、岩井委員から特にご要望があれば、この人権文化をもう少しクローズアップしようというコンセンサスは得ていますがどうでしょうか。

(岩井委員)

場所の問題だと思います。ある種スローガンですので、例えば、一番はじめのところに大きくどう置くのかということを考えていただければいいと思います。

(矢崎会長)

では工夫させていただいて。基本的には前文の中に入れる。

(斎藤委員)

いいですか。同じことを言おうとしたのですが、前文などで扱うべきで、ここでちょこちょこ入れてしまうと、扱いが軽くなってしまったような気がしました。

(矢崎会長)

今回の「人間の尊厳」と「人権文化」は、概ね合意のあったキーワードですから、それは表に出していただくという方向で検討していただけますか。

では、もし何かほかにございましたら、12月1日に、もう一回議論をする時間がありますので、事務局に個別に意見を言っていたらと思います。

分野別施策の推進、9ページからそれぞれが出ています。この基本的事項のところについてこれでいいかどうか。先ほどは、基本的な考え方としようかといっていましたか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

現状と課題のところを、もう少しクリアにして、現実感や話題性のある現状と課題を挙げたらどうかという意見を、事前の打ち合わせの中で、会長からいただきました。

(矢崎会長)

10年前の現状と課題と変わっていなければ困るという話ですね。前の計画のときも同じように書いてあったというのでは困るので。世の中変化していますし、施策も動いている、また、動いていない部分があります。現状と課題については、この時代につくった、この時期の現状と課題がクリアになった方がいいのではないかという意見をしました。

それぞれのところで特に気になることがありましたら。こういうものが入っていないとか。例えば、私は女性のところで、県の男女共同参画や市町村計画でもそうですが、女性の男女共同参画については比較的特化されてきています。要するに、小地域、例えば自治会や区における政策決定に、女性がほとんどかかわっていない。しかし、市民運動などはむしろ女性が主導権を持ってやっています。職場と小地域について女性の社会進出が少ない、共同参画がされていないということに、比較的現時点では特化されてきていると思います。それならば、そうはっきり書いた方がいいのではという意見を申し上げました。

そういう方向として、例えば子どもといったそれぞれのカテゴリの中で、数字は確かに今の数字になっているのに、言っていることは10年前と同じでは困るということで、それぞれのプランのそれぞれの担当者にもう一回確認していただきたいです。企画部で全部ということは無理だとわかっていますので、現状のそれぞれのカテゴリにおける課題について、シルバープランなり障害者プランなど、それぞれの専門家にもう一回検討してもらいたいという注文をつけてあります。10年前のものを調べたら同じということになると、随分つまらない話になりますので。カテゴリ別に何か、どうぞ。

(斎藤委員)

12ページに同和問題がありますが。

(矢崎会長)

同和問題と外国人の問題は新しくつくっていただくということで、その中に盛り込んでください。

12月1日が次の審議会です。あと2週間ぐらいしかありません。同和問題と外国人の問題については、先ほどのような打ち合わせで、できたら2日ぐらい前に事務局に出していただき、委員の方に見ておいていただく時間が欲しいと思っています。

12月1日という日は、いろいろ調整をした上ですので、そのスケジュールでお願いをしたいのですがいかがでしょうか。

(有吉委員)

2日前では土日なので、できれば平日、最終金曜日に見られるように送っていただきたく思います。

夕方ではなく、28日の日中に見られる時間をお願いします。私、午後の早い時間なら大丈夫ですが、土日だと見そびれてしまいまして、月曜日の朝、バタバタというふうになってしまうと思いますので。

(矢崎会長)

28日午前中に皆様に送るとなると、事務局には27日には届いたほうがということですね。

大変恐縮なスケジュールです。実質的には1週間ちょっと、10日ぐらいしかないということになります。実際はここでまた土日が絡んでしまいますから、来週と、あと数日。どうでしょうか、12月1日のあとになると、もう来年になってしまうということですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

今の予定ですと、1月の審議会開催は29日ということで予定しています。その日が、答申案の最終ということで今のところ予定しています。その日に答申案ができるということで、一応予定はさせていただいています。

(矢崎会長)

1月29日に最終のものができればいいという考え方ですね。

休憩中に事務局と打ち合わせをしましたが、構成部分と、あとは答申案を文章に直して、それで今日のご意見等も踏まえて、12月1日に出てくるということでもいいでしょうか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

先ほどの同和問題と外国人の問題は除いた部分は、一応そういう形で提案させていただきたいと思っています。

(矢崎会長)

個別課題の現状についても、もう少しクリアになるということですね。

金先生のご都合もあります。同和問題についてはお三方に調整していただくということで、分野別施策の推進について、現時点でお聞きになりたいところがあったらご指摘いただき、また改めてお気づきになられたら、事務局にご連絡をお願いします。

一つ、まとめ方でご了解をいただきたいという部分がありまして、インターネットによる人権侵害についての扱い方についてご指摘ありましたが、分野別課題の中で違った触れ方をするという事はいいですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

これだけが手段ということでしたので、検討させてください。

(矢崎会長)

それと、15ページで、アイヌ、出所の方、性的指向、性同一性障害、ホームレスを、その他の人権課題というまとめ方をしてありますが、最初の現状と課題のときには、一つずつ同列でやってきています。これについては、現状と課題の方も同じまとめ方でいいのか。それとも、同じ扱いで分野別施策の推進もするか、この点はどうでしょうか。

(岩井委員)

私は整合性を持った方がいいと思いました。

(矢崎会長)

どちらに合わせましょうか。

(岩井委員)

そうですね。その他で一緒にまとめてあってもいいのかなと思っております。

(矢崎会長)

国でつくるとそういうまとめ方は難しいかもしれませんが、長野県の中で比較的してやる場合には、ボリュームの問題ですが、まとめてもいいと思います。

では、15ページは、その他の人権課題というまとめ方で、前の方もまとめておくということはどうでしょうか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

5ページの「コ インターネット侵害」については、別途ということですので、サ以降のものについては、その他の人権課題という形で、それぞれの項目を、その内書きのような形で、前段もまとめさせていただくということによろしいでしょうか。

(矢崎会長)

アイヌの人々から中国人帰国者まで。前の方も同じようにまとめるということで、どうでしょうか。

(有吉委員)

その他にくくられたのは何か理由があったのでしょうか。

(矢崎会長)

その他の人権課題というのは、長野県においてはそれほど、というらえ方ですが。

(有吉委員)

そうしますと、中国残留邦人の問題は長野県ではかなり多いので、これはその他としてしまうのはまずいかなという気がします。冬は過ごしにくいということでホームレスは長野県では少ないですが、残留孤児の問題は、もう長野県弁護士会でも弁護団を組んでやっているぐらいなので、その他にしないで頭出ししていただけたらなと、個人的に思います。

(矢崎会長)

中国帰国者はそうかもしれませんね。ボリュームのある部分ですから。あと気になるところはございますか。横一列にしてしまうかどうかということですが、横一列に全部を角と文句は出ませんが、画一的というか、何となく総花的という見方もあります。

もう一回確認をしますが、3ページからのそれぞれの現状と課題が、アイウエオで最後のところまで、同じ同列で扱っています。それで、あとの課題というところが、10ページから始まっていますが、15ページのところで、アイヌの人々から中国帰国者のところまで、その他の人権課題としてあります。これはどちらかに統一しないとおかしいだろうという意見があり、その他の人権課題という扱いをしたら、中国帰国者の問題については、長野県ではマイナーではないので上げた方がいいのではないかと。数が多くても少なくても、同じ同一列にやるという考え方もあり、その方が問題はありませぬ。ただ、そうすると、見た方は総花的というようにとられる可能性もありますので、その他というくり方もありえる手法です。それで、もし中国帰国者を上げたとしたときに、あとのものについては、その他というくりでよいかどうか。アイヌ、出所した人、性同一性障害、ホームレス、北朝鮮の問題。気になるようでしたら、ご指摘をいただきたいと思いますが。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

その他の中国帰国者だけ単独で項目を立てて、インターネットは別にして、残りの5つですか、その人権課題は前も後ろも、その他という形でよろしいということになれば、そういう形で事務局が案をつくらせていただきます。

(矢崎会長)

インターネットを別に持っていくということですね。

そういう方向でいいかなと思っておりますが、今、有吉委員からご指摘いただいた部分が、中国帰国者以外でも、長野県でその他で扱うことが適当かということがこの中にあれば。

(関委員)

ハンセン病はどうでしょうか。中国帰国者と同じく長野県でのウエイトは、少し大きいのではないですか。

(矢崎会長)

どうでしょうか、ハンセン病は。

(斎藤委員)

15ページで、H I Vとハンセン病で並んでいます。

(矢崎会長)

これ一緒にくくってありますよね。その他には入っていません。

その他が、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性的指向及び性同一異性障害、ホームレス、この北朝鮮当局による人権侵害という項目は、これはどこから選び出しましたか。

(蔵之内課長補佐)

国の人権課題の中に、この北朝鮮当局の人権侵害というのが入ってきています。

(矢崎会長)

地域によっては、この問題をここに置くのは問題があるかもしれませんが、長野県ではいいでしょうね。中国帰国者だけを前に持っていくということで、あとは、まとめていいでしょうか。

(吉澤委員)

その他でくくる理由は、少ないからという理由になりますか。総花的になるからという理由でその他にくくるのは、数が少ないからでしょうか。

(矢崎会長)

本当は一緒に並べた方がいいのです、誰にも文句を言われたいから。しかし、長野県中の課題のウエイトもありますからね。

(吉澤委員)

ウエイトで考えてその他にするとということですか。

(矢崎会長)

総花的な感じをなくするために。勿論、両方の考え方があります。

クレームがつかないということなら、横一列に並べた方がいいです。そうするから、どんだん役所の文章はつまらなくなってきました。総花的にして、みんなに文句を言われないように、文句を言われないようにとなるから。

(蔵之内課長補佐)

国のことをいってばかりではいけないですが、国のまとめ方でいきますと、現状と課題とか、方向性ということは、結構、その他の人権ということで、結構厚く書かれています。その他の人権課題と捉えられている部分に関しては、個々こういう現状で、こういうことをやるというということがはっきり明確に書けるというものがあまりなく、当県において

もそういう意味合いでしっかり書き込みが難しいです。今、項目立てになっていますが、その他の人権を文章化しますと、一連の中で記述されていくという形が多くなっておりま
す。というより、そういう形が一般的です。

(矢崎会長)

扱いが全然違っているということですね。記述の中で扱い方が違ってくる。ここで見て
いるものより、もっとマイナーな扱いになっていると。

(蔵之内課長補佐)

この程度には書いてありますが。

(矢崎会長)

どうでしょうか。一つはボリュームの問題もあります。一つ一つ同じウエイトで詳しく、
同じ行数を使うということになると、膨大なものになって、前段で現状をやって、次に課
題でと同じ項目で二回繰り返す。内容は違いますが、二回繰り返すようになります。

しかし、何かをないがしろにしたと言われるのも厳しいものがあります。

(斎藤委員)

そこですね。どちらかという、その問題が一番重い問題ということになりますね。

(有吉委員)

そう言うときりがなくて、受刑者の家族の侵害もすごく大きな問題でして、そういうふ
うに、個性的な人権侵害を取り出したら、多分挙がっていないものも含めていっぱい出
てきて、そうしたら長野県はもれなく問題となる人権侵害は全部挙げているぐらいに徹底し
なければいけない。結局、中途半端になるのではないかと思います。挙げるのなら、私は
本当に侵害と思われるものをすべて列挙するぐらいの気持ちがあれば、マイノリティに
配慮したということにはならないと思うので、どちらかの選択をするしかないと思います。

(斎藤委員)

この人権政策審議会あるいは県で、アイヌの人々の問題について現状と課題をきちんと
書ける人は多分いらっしやらないと思います。そうすると、そのウエイトが軽くなるこ
とになるのではないのでしょうか。

(矢崎会長)

そこは選択ですね。一つは、基本的には知事への答申ですから県に要望をするわけです。
このことを一生懸命やってほしい、まじめにやってほしいという話をするわけです。だか
ら、そういう意味でのウエイトづけというようにとっていただくと。物事の大小とると、
いろいろなお叱りを受けるかもしれません。知事への答申の中で、諮問にこたえてやる
ときに、そこまで、その全部の課題を全部きちんと書き切れないというか、それはどこかで
割り切らないと、人権政策審議会は、これだけ大きな人権問題も何も盛られていないじゃ

ないかというご指摘を受けます。結構拾ったつもりでも。

どうでしょうか、割り切らせていただいてもいいかどうか。県の方で、次回まとめてきたものを見てからもう一回考えますか。ここで結論は出ないと思います。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

では、その他の人権課題ということで、中国帰国者は個々の課題ということで、ほかのものについては、前後、前の文も後ろの文も、一応その他の中に入れて、ある程度文章をまとめさせていただきます。

(矢崎会長)

では一応それでやらせていただいて、場合によっては修正も可能ですので、見た感じでまたご意見をいただきたいと思います。

特に、課題についてご意見がありましたらお聞きをしたいと思います。

(岩井委員)

すみません、一つあります。9ページの真ん中、基本的事項の最初の項目ですが、これは「行政として踏み込むことが難しいと考える」というものを、あえて入れる必要があるのかなと素朴に思いましたが、いかがでしょうか。アンケートの結果はこうだが、行政として踏み込むことは難しいと、この審議会として書くのは。

(矢崎会長)

ここは矢嶋委員がいたら怒られるかもしれませんが。「悪口・噂」とか「仲間はずし」について県民が一番大きな人権侵害と考えているので、何かできないかというご意見がありましたから。要するに、「悪口・噂」とか「仲間はずし」までは行政が言わないということで、悪口を言わない環境をつくるとか、システムをつくっていくことは行政ができます。

これについては、学校、職場、また女性のウエイトが確か高かったです。また、子ども同士の仲間はずしとか悪口がアンケートでは多かった。だけど、それは人権という問題をきちんとすることで解決していく問題だと思います。個人のことには一切入らないといたら、人をあやめたりしたことまで入れないかということになります。そういうことができない環境をつくっていくということなので、あえて書く必要はないのではないですか。

(岩井委員)

何かここだけ少し違和感があるなと思って読みましたので、あえて書くものなのかなと。ご検討いただけますでしょうか。

(矢崎会長)

そうですね。実際には、個人対個人の人権問題まで行政で踏み込むのは難しいと、そんなに構えるなという感じがしないことはありません。考えてみてください。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

はい。

(吉澤委員)

差別発言は、ほとんど個人対個人になってきますので。

(矢崎会長)

現象としては、そうですね。でも、それは根強いものがある、そこを直さなくてはならないという議論をしていくわけだから。

(斎藤委員)

ですから、お話を伺っていてマイナス志向といいますか、難しいという話にしてしまっている。そうではなく、意識調査で一番多く出たのは、「悪口・噂」とか「仲間はずし」ですから、今、会長がおっしゃられたように、そういうことができないような社会づくり、あるいは地域づくりを進めていくということなら別にいいわけですから、そういう方向にこれを書き直せば、それでもいいと思います。差別発言が出てくるということも、そういう土壌とかそういう問題があるわけです。

ただし、出ないようにするというのではなく、そういう環境づくりを進めるとか、そういう表現になるのではないかと思います。

(矢崎会長)

そういうのもおっしゃるとおりですが、そういうのをなくすために、人権文化を醸成していくのですよ。人権文化という言葉に包含されていくのです。人の悪口を言ったり、仲間はずれにすることは恥ずかしいことみたいな文化ができていけばいいわけで、行政がまさにやっていける、土壌づくりという意味でやっていけることだろうと思います。

(有吉委員)

私がこれに近い意見を言ったと思いますが、表現の仕方を間違えると、何でも行政に、という形になってしまいます。行政が実際にできることと、個人の人権、対侵害だということになればどういうふうになるのか。人権侵害は、ここがいじめとか、言葉によるということがスタートだということは、それは否定することではないのです。

県の政策、人権政策として、そういうことを言うこと自体恥ずかしいことだという人権教育をしていくということのスタートにあるわけです。誰でも、一番身近にある人権侵害問題としてあるわけです。

ただ、この表現をすることが難しいというのも変ですが、盛り込むとしたらとても表現の仕方が難しい項目です。それならば、分野別の基本的事項で取り上げて言わない方がいいのか、こういうことがない社会を県は目指すみたいな。何かすごく難しいと思います。

これを盛り込むとしたら、この県民調査において、悪口、仲間はずし、本当にみんな体験している人権侵害だと思いますが、これをこの政策の中に入れるとしたら、基本的事項の中に入れるとしたら、どういうふうに表示するのかというのは、ただ、県に丸投げではとても難しいのではないかと私は思います。私自身、考えてもうまく、こういうふうにし

たらしいのではないかという言葉が出てきませんので。

(斎藤委員)

そのところで、つまり県民意識調査の設問が、あなたはというふうに聞いてしまったことで、あなたが受けた人権侵害ということで、悪口だとか噂だとか仲間はずしと出てきてしまっているのですね。

だから、さかのぼっていうと、もう少し設問を考えた方がよかったということになってしまいます。あなたがと聞かれたから、悪口を言われたことがあるとか、噂を振りまかれたことがあるとかというふうになってしまいますから。あの数字をどこまでここで使うかということはあると思います。

(矢崎会長)

これも両方、委員からの出た意見をつないでいますね。結構、苦勞してつくっていますね。全体の趣旨が生きていればいいので、一つずつのことはあまりこだわらなくてもいいと思います。

でも、県民意識調査、アンケートとやってきたときに、「悪口・噂」、「仲間はずし」をどこにも触れないというのは少し難しいかもしれないですね。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

そういう意味で、それぞれのどこへ項目を入れられるかわからなかったものですから、この基本的な事項というところへまず入れさせていただいたというのが一つ。それから、今言いましたように、各委員の皆さんが、こういうことだ、こういうことだという話をつなげて入れたというのが一つです。

それからまだ、先ほどから言っておりますように、今、踏み込むのが難しいと考えれば、確かに文章は通じない部分がありますが、また今日のお話を受け、これを答申用素案として文章を、今度は極端なことをいえば、この4つを一つにして何か文章にするという形だとか、二つにするとかという作業をこれからさせていただきますので、その中でまた違ったような、つなげることによって違ったような言葉が出てくるかもしれませんし、ほかの方の直しもありますので、そちらとの関係で、場合によっては、これが違った形で生きてくるということも考えられます。この点は、また踏み込むことが難しいと考えるという委員の意見はお聞きしましたので、事務局の中で話をして素案をつくらせていただきます。

(矢崎会長)

全体の中で、要するに県において何ができるかという、基本的には、県の責務とか県がどうするかという、諮問に対して答申するわけです。施策では、一人一人の考え方とか、地域とか行政とか企業とか、いろいろなところで責任を分担し合うわけです。県がどうにかするよといって単独で解決する問題は、殆どありませんから、ここに書かれてしまうと、何か逃げているようにも見えます。

ご都合のある方もいらっしゃると思います。あと気になるところがありましたら、できれば、来週いっぱいぐらいに事務局の方へ連絡していただいて、12月1日にはできるだけ

委員の皆さんのご意見が網羅されるようにしたいと思います。

それで、二つの課題については、12月1日といいますか、先ほどのお話ですと、28日の午前中くらいまでに、だから27日中に事務局へ行けばいいですか。そういうことですね。日程調整はできましたか。

(斎藤委員)

20日の午後、3人で打ち合わせをする予定です。

(矢崎会長)

それでは外国人の問題は、事務局から金委員に連絡をしてもらって、関委員とご連絡をとっていただくということでもいいですか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

また、関委員、金委員と調整しながら、事務局の方でやらせていただきます。

(矢崎会長)

わかりました。ありがとうございました。時間が若干オーバーしました。できるだけ審議会の趣旨、流れが答申案に入るようにということで。いくつか大きな訂正があったということになりますが、できるだけその方向で事務局でまとめるということで、やりたいと思います。

事務局の方から連絡はありますか。

(佐藤人権・男女共同参画課長)

本日は大変ありがとうございました。本日の議論の中で言えなかったことですか、補足すること等がございましたら、先ほどの同和問題と外国人の問題を除いてですが、できれば11月19日ごろまでに、どんな形でも結構ですのでご連絡ください。電話でも結構ですし、ファックスでもメールでも結構です。よろしくお願ひしたいと思います。

それと、次回第6回ですが、これにつきましては、12月1日月曜日、午後1時半から、本庁舎の3階の特別会議室で開催を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日はありがとうございました。

(矢崎会長)

それでは閉会とさせていただきます。お疲れ様でございました。